

令和 7 年度鮭川村空き家利活用地域活性化事業公募要領

1 目 的

この要領は、鮭川村空き家利活用地域活性化事業を実施するにあたり、公募の方法等についてその内容等を整理するため、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

鮭川村空き家利活用地域活性化事業

(2) 事業内容

地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持及び再生を目的に空き家の改修等を行い、定住促進住宅、滞在体験施設、交流施設、地域拠点施設、その他村長が認める用途のいずれかに 10 年以上活用するもの。

3 募集方法

村ホームページ等による公募とする。

4 応募資格要件

本事業に応募する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 山形県内に住所を有する個人または事業所であること。
- (2) 補助対象事業を確実に遂行できると村長が認める者であること。
- (3) 市区町村税等の滞納その他法令違反をしていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する暴力団、暴力団員ではないこと。
- (5) 宗教的活動、政治的活動およびこれらに類する事業を行うことを目的としていないこと。

5 補助対象経費

- (1) 補助対象事業を実施するために行う空き家の改修等に要する設計費、工事費、工事監理費等の経費（消費税及び地方消費税を除く）
- (2) 令和 7 年度鮭川村空き家利活用地域活性化事業費補助金交付要綱第 3 条に規定する補助対象事業に要する経費（空き家の取得費は除く）

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、6,000 千円を上限とする。

7 補助対象空き家

- (1) 鮭川村空き家バンクに登録されている空き家であること。
- (2) 現行法規に適合し、安全性に配慮した対応等が実施される空き家であること。

8 事業の完了等

本補助事業については、当該年度末までに事業を完了すること。

また、事業完了後に提出いただく管理活用報告書は、村ホームページにて公開するものとする。

9 選定日程

令和7年5月 9日 公募開始（村ホームページ等）

令和7年7月31日 応募期限

令和7年8月15日 審査、事業実施者の決定

10 提出書類等

（1）提出書類

企画提案書（別紙様式）

（2）提出方法

持参または郵送（持参受付時間は平日の午前9時から午後5時まで）

（3）提出期限

令和7年7月31日 午後5時必着

（4）提出・照会場所

〒999-5292 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の7

鮭川村役場 むらづくり推進課

TEL 0233-55-2111（内線 283・284）

FAX 0233-55-3269

E-mail suisin@vill.sakegawa.yamagata.jp

担当 鈴木

11 企画提案書の選定

（1）審査方法

補助金交付対象者の選定は、鮭川村空家等対策協議会（以下「協議会」という。）において、審査基準に基づき、提出された企画提案書について審査の上、選定し、村長へ報告するものとする。

なお、審査にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

また、補助金交付候補者は、1人または1事業所を予定している。ただし、提出された企画提案書を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断された場合は、補助金交付候補者として選定しない。

（2）審査基準

①事業の趣旨・目的・方針への適合性

本事業の趣旨・目的等を理解し、提案する事業の目的や事業計画が適切に設定されているか。

②事業内容の充実性

事業計画の実現の可能性、資金や運営方法等に係る計画の効率性が図られているか。

事業が自立的に継続し、発展するかの観点から、事業の持続可能性があるか。

事業の成果を公表・展開することで、地域課題の解決につながるかの観点から、事業の発展性や公益性の確保がなされているか。

安全性確保への考慮がなされているか。

③業務スケジュール

必要な作業項目をもれなく把握し、無理のない効率的なスケジュールを組んでいるか。

④実施体制

事業の実施にあたり、人数や実務経験を考慮した適切な実施体制となっているか。

12 選定結果の通知

協議会における審査・選定の結果、補助金交付候補者として選定されたものに対しては選定された旨を、補助金交付候補者として選定されなかったものに対しては選定されなかった旨を、それぞれ通知する。

別紙様式

令和 年 月 日

企画提案書

山形県鮭川村長

殿

所在地
名称等
代表者名

事業名 鮭川村空き家利活用地域活性化事業

○事業実施方針及び内容

事業の趣旨・目的・実施方針
事業実施内容

○事業実施体制

事業の発展性・継続性の確保
中立性・公平性の確保
安全性の提案
村や専門家との連携

○事業実施計画

事業実施手順（地域住民への事前説明等を含む）
スケジュール

【記載に当たっての注意事項】

- 1 内容は様式のとおりとし、変更しないこと。
- 2 使用するフォントはMS明朝11ポイント全角とし、任意のフォントに変更しないこと。
ただし、英数、特殊環境文字は半角の使用を可能とする。また、提案内容の中で特にポイントとなる箇所（評価対象として強調したい箇所等）は、文字の着色や下線等による強調を可能とする。
- 3 提案書に図表、イラスト等を補助的に記載する場合は様式中に入れることとし、別紙としないこと。

審査基準

下表の審査項目、審査視点、配点に基づき評価する。

審査項目	審査視点	配点
事業の趣旨・目的・方針への適合性	本補助事業の趣旨を理解し、目的に沿った計画となっているか。	10
事業内容の充実性	計画が実現可能なものであり、運営の効率化が図られているか。	10
	事業の持続性や社会課題解決への寄与度、公平性等が確保されているか。	10
	現行法規との適合性、安全性への配慮がなされているか。	10
実施体制等	事業を実施するまでのスケジュールや事業実施にあたっての体制が適正であるか。	10
合 計		50